

品川区短時間就労対応型保育実施要綱

制定	平成20年3月18日	区長決定	要綱第23号
改正	平成21年2月10日	区長決定	要綱第16号
改正	平成21年3月31日	事業部長決定	要綱第271号
改正	平成21年12月11日	区長決定	要綱第424号
改正	平成23年1月12日	区長決定	要綱第683号
改正	平成24年8月27日	区長決定	要綱第195号
改正	平成27年4月1日	区長決定	要綱第463号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立保育所条例（昭和36年品川区条例第1号）第1条で設置した品川区立保育所（以下「保育所」という。）において短時間就労対応型保育（以下「短時間保育」という。）を行うことにより、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「短時間保育」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）および保育の実施等に関する条例（昭和62年品川区条例第20号。以下「条例」という。）に基づき行う保育であって、次条に定める実施基準を満たす場合において午前9時から午後5時までの間に限って実施するものをいう。

(実施基準)

第3条 短時間保育は、児童の保護者が条例第2条に定める入所基準を満たす場合であって、かつ、当該児童が次に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 入園を希望する年度の4月1日時点での児童の年齢が1歳～3歳であること。
- (2) 児童の保育必要量の認定区分が、短時間認定（一月あたり平均二百時間まで（一日あたり八時間までに限る。））であること。

(実施保育所等)

第4条 短時間保育を実施する保育所は、品川区立伊藤保育園、南大井保育園、荏原保育園、北品川第二保育園及び二葉つばみ保育園とする。

2 前項の保育所における短時間保育の定員は、15名以内とする。

(利用手続等)

第5条 短時間保育の実施は、短時間保育の実施を希望する保護者から、品川区保育の実施等に関する条例施行規則（平成9年品川区規則第52号。以下「規則」という。）第6条に規定する保育所等の利用希望申請をもって行うものとする。

2 短時間保育の実施の決定は、第1項の規定による申請に係る児童に対し行う。ただし、当該児童の数が、前条に定める定員を超える場合においては、区長は、短時間保育の必要性等を判断し、実施する児童を決定するものとする。

(委任)

第6条 条例および規則に定めるもののほか、短時間保育の実施について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。